

# 各種スポーツ大会等出場奨励金交付要綱

## 1 目的

この要綱は、市民のスポーツ普及振興と競技力向上を図るため、本県又は本市を代表して九州大会以上の競技大会等に出場する選手に対し、奨励金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

## 2 対象となる大会等

- (1) 対象となるのは、(公財)日本スポーツ協会加盟の開催県競技団体若しくは九州以上を統括する組織団体又は開催県教育委員会若しくは開催市町村教育委員会が主催又は共催・後援する大会とする。
- (2) 国際大会規模の大会に出場する場合又は全国から選抜して実施する強化合宿に参加する場合は、(公財)日本スポーツ協会又は九州以上を統括する組織団体が推薦したもので、本協会が適当と認めたものとする。

## 3 対象

- (1) (公財)宮崎市体育協会(以下「本協会」という)加盟競技団体に登録したチーム又は個人とする。
- (2) 地区予選会が開催され、予選会を勝ち上がり出場権を得た第4位までに入賞したチーム又は個人とする。また、出場権を獲得したチーム又は個人が上位大会に参加せず、繰り上がりで出場権を得た場合も対象とする。
- (3) 宮崎県内で行われる大会は除くものとする。
- (4) 市内在住者であること。

## 4 交付条件

- (1) 地区大会の結果、九州大会及び全国大会の出場権を得た場合には、出場者の意思により一つの大会のみを対象とする。
- (2) 個人及びチームに交付するのは年度内1回とする。
- (3) 次の①から⑤は交付対象外とする。
  - ①民間企業等の冠大会で旅費等の補助を受けている場合
  - ②市又は市教育委員会の補助を受けている場合
  - ③学校体育連盟の補助を受けている場合
  - ④競技団体の推薦などによって出場できる大会や交流が主たる目的の大会である場合
  - ⑤国民体育大会

## 5 奨励金

- (1) 次のような区分で奨励金を交付する。
  - ①国内で開催される各種大会又は強化合宿・・・1人当たり2,000円
  - ②国内で開催される国際大会又は強化合宿・・・1人当たり5,000円
  - ③国外で開催される国際大会又は強化合宿・・・1人当たり10,000円
- (2) チームの申請の場合は10名を限度とする。

## 6 交付申請

- (1) 奨励金は、出場権を得たチーム又は個人が属する競技団体が交付の申請をするものとする。
- (2) 奨励金の交付を受けようとする競技団体は、次に掲げる書類を、大会等の終了後、開催年度内に本協会に提出する。

①申請書（兼請求書）（様式5-1）

②参加者名簿（様式5-2）

③添付資料

**【国内で開催される各種大会】**

- ・予選会の要綱、結果表
- ・出場大会の要項、プログラム、写真

**【国内又は国外で開催される国際大会、強化合宿】**

- ・出場（参加）推薦書・通知書の写し

7 交付決定・支払い

- (1) 本協会が奨励金の交付を決定したときには、奨励金交付決定通知書（様式5-3）により、奨励金を交付することが適当でないと認めるときには、奨励金不交付決定通知書（様式5-4）により競技団体に通知する。
- (2) 前項により、奨励金の交付を決定したときには、申請書（兼請求書）（様式5-1）に基づき、競技団体の口座へ振込みにより奨励金の支払いを行う。
- (3) 本協会から支払われた奨励金は、競技団体において、大会（強化合宿）に出場（参加）したチーム又は個人へ交付を行うものとする。

8 奨励金の返還

- (1) 奨励金の交付後において、交付申請に虚偽又は不正があった場合は、交付を受けた奨励金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

附則

この要綱は、公益財団法人宮崎市体育協会の設立の登記の日から施行する。

平成25年4月1日から一部改正

平成27年4月1日から一部改正

平成30年4月1日から一部改正

平成31年4月1日から一部改正

令和2年4月1日から一部改正